

(製品検査申請等)

第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により知事の行う検査を受けようとする者は、様式第一号の製品検査申請書の正本一通及び副本二通を製造所の所在地を管轄する保健所長を経て知事に提出しなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、ロットを形成する製品ごとに、封印するのに適当な箱その他の容器に入れ、その見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した票紙をはり付けておかなければならない。

- 一 製品の名称
- 二 製造年月日
- 三 申請数量
- 四 小分け容器の容量別個数

第二条 法第二十六条第一項の規定により知事の行う検査を受けようとする者は、様式第二号の製品検査申請書の正本一通及び副本二通を製造所又は加工所の所在地を管轄する保健所長を経て知事に提出しなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、ロットを形成する製品ごとに、封印するのに適当な箱その他の容器に入れ、その見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した票紙をはり付けておかなければならない。

- 一 製品の名称
- 二 製造又は加工の年月日
- 三 申請数量

(食品衛生管理者の設置の届書)

第三条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。次条において「省令」という。）第四十九条第一項に規定する届書の様式は、様式第三号のとおりとする。

(営業許可の申請書等)

第四条 省令第六十七条に規定する営業許可申請書及び省令第七十条の二に規定する営業届出書の様式は、様式第四号のとおりとする。

2 省令第六十八条第一項、第六十九条第一項又は第七十条第一項に規定する届出書の様式は、様式第五号のとおりとする。

3 知事又は営業所所在地を管轄する保健所長は、法第五十五条の規定により営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、様式第六号の営業許可書を交付するものとする。

4 省令第七十一条の規定による届出は、様式第七号の届出書を提出してしなければならない。

5 省令第七十一条の二に規定する届出書の様式は、様式第八号のとおりとする。

(特定の食品のみを調理する条件を付された営業に係る営業施設の基準)

第五条 食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）別表第四号の規則で定める営業施設の基準は、次のとおりとする。

一 施設の構造

- イ 屋根及び側壁を有し、全ての設備を収容することができる構造であること。
- ロ 清掃を容易に行うことができる構造であること。
- ハ 使用しない場合には、衛生的に保管できる構造であること。

二 洗浄設備及び手洗い設備

- イ 施設の適当な場所に、器具の洗浄設備があること。ただし、使い捨ての飲食器を使用し、飲食器の洗浄を行わない場合は、この限りでない。
- ロ 施設には、流水式手洗い設備及び手指等の消毒に適した消毒液等を入れる専用の容器があること。

三 器具等の設備

- イ 食品の取扱方法及び取扱数量に応じ、必要な数及び大きさの器具等があること。

- ロ 食品、添加物（以下「食品等」という。）、器具及び容器包装を衛生的に保存することのできる専用の設備があること。ただし、共用しても衛生上支障がないと許可権者が認めた場合は、この限りでない。
- ハ 食品を冷却し、冷凍し、又は加熱して保存する必要がある場合は、冷却等に適した設備があること。

四 給水設備

- イ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又はこれ以外の飲用に適する水を十分に供給できる設備があること。
- ロ 貯水槽は、蓋のある不浸透性材料で造られ、ちり等の侵入を防止できる構造のものであること。
- ハ 貯水槽は、その内部が容易に洗浄できる構造で、かつ、給水栓が付いたものであること。

五 廃棄物処理設備

- イ 適当な容積があり、かつ、蓋のある不浸透性の廃棄物容器が備えてあること。
- ロ 汚水槽は、衛生上支障がない位置にあること。

（食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令）

第六条 食品衛生監視員は、営業者が法第六条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第五十四条の規定に基づき、その営業者に対し、期間を定めて食品等又は器具若しくは容器包装の移動の停止を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定、第六条の改正規定（「別表第二第一号ハ」を「別表第一号ハ」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「第五十四条」を「第五十九条」に改める部分に限る。）、様式第四号の改正規定（「(第2項)」を削る部分及び「第54条から第59条」を「第56条から第61条」に改める部分に限る。）、様式第五号(1)から様式第五号(3)までの改正規定並びに様式第六号(1)及び様式第六号(2)の改正規定については、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第五条の規定による管理運営の基準については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（電子情報処理組織による申請等の様式）

- 3 この規則の施行の際、電子情報処理組織（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）であつて知事が認めるものを使用して申請等（同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における様式については、この規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織による申請等の様式によるものとする。この場合において、当該様式中名宛人である知事又は保健所長に付している敬称の取扱いについては、知事等を名宛人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成二十年埼玉県規則第六十二号）本文の規定の例によるものとする。

